

平成三十年五月十一日提出
質問第二八九号

加計学園関係者との面会と首相秘書官の職務との関係に関する質問主意書

提出者
初鹿明博

加計学園関係者との面会と首相秘書官の職務との関係に関する質問主意書

平成三十年五月十日に行われた衆参の予算委員会で、柳瀬唯夫元首相秘書官は、首相官邸で加計学園関係者と三度面会していたことを明らかにしました。

内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十三条第三項には「内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、国務大臣に附属する秘書官は、国務大臣の命を受け、機密に関する事務をつかさどり、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける」と規定されています。

一 柳瀬元首相秘書官と加計学園関係者との面会は、内閣総理大臣の機密に関する事務に該当するのか、政府の見解を伺います。

二 一に該当しない場合、柳瀬元首相秘書官と加計学園関係者との面会は、内閣総理大臣から「臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける」目的で行われたのか、政府の見解を伺います。

三 一及び二に該当しない場合、柳瀬元首相秘書官と加計学園関係者との面会は、秘書官としての職務とは無関係に行われたのか、政府の見解を伺います。

四 職務と無関係の第三者との面会を首相官邸で行うことは不適切ではないかと考えるが、政府の見解を伺

います。

右質問する。